



事業主の皆さんへ

# 給与支払報告書の提出をお忘れなく

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

事業主は、平成31年1月1日～令和元年12月31日に給与等を支払った場合、令和2年度給与支払報告書を作成し、給与の支払いを受ける者の令和2年1月1日現在居住する市町村に提出しなければなりません。お忘れのないようお願いします。また、提出期限は1月31日(金)ですが、事務処理の都合上1月17日(金)までの提出にご協力ください。

## マイナンバーの記載が必要です

給与支払報告書にはマイナンバー(法人番号・個人番号)の記載が必要です。個人事業主は「給与支払者の個人番号又は法人番号」の欄に個人番号を記載し、本人確認書類(個人番号カードなど)の写しを添付してください。

## 必ず個人住民税の特別徴収を

給与所得者の個人住民税(個人市民税・県民税)は、事業主が給与から特別徴収(引き去り)して、給与所得者に代わって市に納入することになっています。パート・アルバイト・期限付雇用の従業員を含む全ての従業員が対象です。ただし、退職者と次のa～dに該当する場合は、普通徴収にすることができます。

- a 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- b 給与が支給されない月がある
- c 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
- d 退職予定者(5月末までに退職予定の人)



地域でがんばる皆さんへ

# 市民活動を応援します！

問い合わせ 地域連携課 ☎229-3110 FAX229-3366

津市では「対話と連携のまちづくり」のための市民活動を推進しています。地域の課題解決のために公益的な活動に取り組んでいる団体や、これから取り組もうとしている団体を対象に、令和2年度の活動経費の一部を支援します。

## 交付金の種類および内容 (同時に2つの交付金に応募することはできません)

	市民活動団体設立等支援交付金	市民活動推進交付金
交付金額	交付対象経費の合計額×1/2 (上限10万円、1円未満切り捨て)	交付対象経費の合計額×1/2 (上限20万円、1円未満切り捨て)
交付回数	1回	5回まで
交付対象経費	市民活動団体の設立・運営に必要な経費*	交付対象事業の実施に必要な経費*
対象事業期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	

\*人件費、食糧費、5万円を超える備品購入費、施設などの建設整備および修繕費は除く

## 応募団体の要件

対象となる団体	対象とならない団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成員が5人以上で、津市内に主な活動拠点が有り、自主的な公益活動をしている市民活動団体</li> <li>● 団体の設立目的、組織、運営に関する規約、会則などを定めており、適切な会計処理が行われている団体</li> <li>● 令和2年4月1日時点において設立後1年を経過していない市民活動団体(市民活動団体設立等支援交付金のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5回以上、市民活動推進交付金を交付された団体(市民活動推進交付金のみ)</li> <li>● 地域組織(自治会、地区社会福祉協議会、老人会、子ども会、自主防災会)</li> <li>● 政治活動、宗教活動または営利を目的とする団体</li> <li>● 特定の公職の候補者および公職にあるものを支持または反対する団体</li> <li>● 構成員相互の共益、親睦の活動のみを行う団体</li> </ul>

**応募方法** 地域連携課、久居総合支所生活課、各総合支所地域振興課(久居総合支所を除く)にある提案書(津市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで地域連携課(〒514-8611 住所不要、☎229-3110@city.tsu.lg.jp)へ ※応

募を考えている団体は事前に地域連携課までご連絡ください。

**締め切り** 1月10日(金)17時必着

**選考方法** 2月16日(日)に開催する公開審査会「市民セレクション」でプレゼンテーションを行い選考